

報告第6号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和2年6月2日提出

上越市長 村山秀幸

専決第 2 1 号

上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に関する専決処分書

上越市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 3 0 日専決

上越市長 村 山 秀 幸

上越市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上越市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年上越市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 広域連合条例第 2 条の 2 の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。